令和7年度

自転車用ヘルメット購入助成を行います!



※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入した自転車用ヘルメットが対象です。

1 対象者

令和8年(2026年)3月31日時点で18歳以下である市民の方

2 対象物品

以下のいずれかの安全基準の認証を受けている新品の自転車用ヘルメット

(I)SG マーク (一般財団法人製品安全協会の安全認証)

②JCF マーク (公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証)

③CE マーク (欧州連合の欧州委員会の安全認証)

注:マーク付近等に「EN1078」と記載されているものに限る

④GS マーク (ドイツ製品安全法の安全認証)

⑤CPSC マーク (米国消費者製品安全委員会の安全認証)

注:マーク付近等に「1203」と記載されているものに限る



※オークションや個人間売買、譲渡等は対象外 ※未使用品を含む中古品は対象外

3 助成金額等

・自転車用ヘルメットを購入した費用の2分の1(100円未満切り捨て)

※ポイントの利用による充当分は除く ※対象外経費:送料、附属品購入など本体の購入以外にかかる経費 例:3,500 円のヘルメットを購入→3,500 円の 1/2=1,750 円

→ <u>1,700 円を補助</u>

- •使用者1人につき上限2,000円
- •使用者1人につき1個かつ1回 (令和6年度中に、この助成を受けた使用者は対象外です)

4 申請期間

令和7年(2025年)4月1日(火)~令和8年(2026年)3月31日(火)

△注意

※令和6年度中(2024 年 4 月 1 日~2025 年 3 月 31 日)に自転車用ヘルメットを購入した場合は、今和7年(2025年)3月31日(月)までに申請をしてください。以後は受付ができませんので、ご注意ください。

助成金の申請方法については下記の通り申請してください。

① 販売店等で自転車用ヘルメットを購入する。

購入の際、販売店等が発行するレシート等を受け取り、**購入日、金額**(自転車用 ヘルメットの購入金額がわかるもの)、**品名**(自転車用ヘルメットを購入したことが わかるもの)をご確認ください。

※レシート等の記載内容で自転車用ヘルメットを購入したことがわからない場合は、領収書等の発行を購入店に依頼してください。

② 申請書類を電子申請で提出する 又は 地域安全課窓口に直接提出する。

※電子申請を行う方は、 右のQRコードから申請してください。



24 時間 365 日利用出来る 便利な電子申請を是非ご活 用ください!

※紙で申請する方の申請書は、地域安全課窓口 又は 市ホームページ から入手できます。 「新発用市自転車へルメット購入助成会」で

「新発田市自転車ヘルメット購入助成金」で 検索 又は 右のQRコードから申請書を入手



申請に必要な提出書類

- (1)申請書(別記第1号様式 新発田市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書兼請求書) ※電子申請の方は必要ありません。
- (2)レシート等(次の内容が記載されているもの)
- ①購入日
- ②金額(自転車用ヘルメットの購入金額がわかるもの)
- ③品名(自転車用ヘルメットを購入したことがわかるもの)
- (3)安全基準の認証が確認できるもの(自転車用ヘルメットの安全認証マーク部分が分かる写真など)
- (4)使用者の本人確認書類(マイナンバーカード、新発田市こども医療費受給者証の写しなど) ※使用者の氏名、住所、生年月日の記載があるものをご用意ください。
- (5)申請者の振込先のわかる通帳の写し
- ③ 自転車用ヘルメット購入助成金交付(不交付)決定通知書が郵送で届く。

申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送します。

- ④ 助成対象の場合は助成金が指定口座に振り込まれます。
- 〇 問い合わせ・申請先

新発田市地域安全課 防犯交通安全係 電話:0254-28-9510 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた5F